

なくそう！望まない受動喫煙。

「健康増進法」が改正され、受動喫煙の防止対策が強化されます。

(2020年4月1日より全面施行)



飲食店、ホテル、事業所等、多くの人を利用する施設において、**原則屋内禁煙**となります。

※人の居住の用に供する場所（住宅、ホテルや福祉施設の個室等）は、規制の対象外です。

喫煙室のある場合も

屋内において喫煙が可能となる、**各種喫煙室**があります。

※改正法では、喫煙のための各種喫煙室の設置が認められています。

(各種喫煙室においては、省令で定められた、たばこの煙の流出防止にかかる技術的基準を満たす必要があります。)

標識掲示あり

喫煙室がある場合は、**必ず標識が掲示**されています。

※改正法では、喫煙可能な設備を持った施設には必ず、標識の掲示が義務付けられています。



20歳未満の方は、喫煙エリアへの立入が禁止となります。

※20歳未満の方については、たとえ喫煙を目的としない場合であっても、喫煙エリアへは立入禁止となります。

(保護者同伴の場合、また、従業員であっても立ち入ることはできません。)

受動喫煙による健康への悪影響から自分自身や大切な人を守るため、みなさまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

～禁煙したいあなたへ～

たばこをやめられないのは、「意志が弱いから」ではありません。たばこに含まれるニコチンには依存性があり、たばこをやめにくくさせています。

鹿児島市健康づくり推進市民会議のホームページでは、禁煙相談や、禁煙治療を行っている医療機関を紹介しています。

<http://www.city.kagoshima.lg.jp/index.html>

サイト内

鹿児島市健康づくり推進市民会議

検索

